



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*56 和歌山県麻薬中毒審査会委員定数規則 (薬務課) 1

○ 告示

- 865 生活保護法による施術機関の指定 (福祉保健総務課) 2
- 866 指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課) 2
- 867 // (//) 2
- 868 // (//) 2
- 869 県営かんがい排水事業の工事の完了 (農業農村整備課) 3
- *870 和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例による区域の指定 (果樹園芸課) 3
- 871 特定第2号漁業者の同意成立の届出 (水産振興課) 3
- 872 公共測量の実施 (技術調査課) 3
- 873 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課) 4
- 874 道路の位置の指定 (都市政策課) 4
- 875 // (//) 4
- 876 一般競争入札による落札者の決定 (総務事務集中課) 5

○ 人事委員会告示

- 8 平成25年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験の実施 5
- 9 平成25年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験の実施 8

○ 選挙管理委員会告示

- 73 政治団体の届出事項の異動の届出 12
- 74 資金管理団体の指定の取消しの届出 13
- 75 政治団体の解散の届出 13
- 76 政治団体の収支報告書の要旨 14
- 77 政治団体の設立の届出 17
- 78 資金管理団体の届出 17

○ 諸報

平成25年度行政書士試験の実施 (一般財団法人行政書士試験研究センター) 18

規 則

和歌山県規則第56号

和歌山県麻薬中毒審査会委員定数規則を次のように定める。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県麻薬中毒審査会委員定数規則

麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)第58条の13第1項の規定に基づく和歌山県麻薬中毒審査会は、委員5人をもって組織する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第865号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定においてその例によるものとされる場合を含む。）により施術機関を指定したので、次のとおり告示する。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	氏 名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田あ 18-25	八ッ繁藤雄	健康館	田辺市東山1-5-1	平成 25. 6. 25

和歌山県告示第866号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
浜之宮メンタルクリニック	和歌山市内原948	神保勝俊	平成 25. 6. 1

和歌山県告示第867号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日
あきさきクリニック	和歌山市新中島125-1	明寄太一	平成 25. 7. 1

和歌山県告示第868号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）を次のとおり指定したので公示する。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

医療機関の名称	医療機関の所在地	主として担当する医師 （薬剤師）の氏名又は訪問 看護ステーション等の名称	指 定 年 月 日

すみれ調剤薬局	新宮市新宮547-1	谷野哲	平成 25.7.1
---------	------------	-----	--------------

和歌山県告示第869号

県営かんがい排水事業につき、その工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 事業名 県営かんがい排水事業 日高川地区
- 2 確定年月日 平成14年4月24日
- 3 工事を完了した時期 平成25年3月29日

和歌山県告示第870号

和歌山県ウメ輪紋ウイルスの侵入及びまん延の防止に関する条例（平成25年和歌山県条例第16号）第7条第1項に規定する知事が定める県外の区域を次のとおり指定し、平成25年8月8日から適用する。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

都道府県	市 町 村
三重県	津市
大阪府	東大阪市、八尾市、河南町及び千早赤阪村

和歌山県告示第871号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定に基づき届出のあった特定第2号漁業者の同意について、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認められるので、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により告示する。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

漁業災害補償法第104条第2号に掲げる漁業

区 域	区 分	加入区の名称
紀州日高漁業協同組合 の地区	日高郡印南町に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	印南町一本釣
	日高郡みなべ町埴田、東岩代又は西岩代に住所又は根拠地を有する者が総トン数10トン未満の動力漁船を使用して行う一本釣漁業を主とする漁業	南部・岩代一本釣

和歌山県告示第872号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき海草振興局建設部長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路3次元データ計測）

- 2 作業期間 平成25年7月9日から同年10月12日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市内一円

和歌山県告示第873号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「法」という。）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称
三尾(29) (I-50099)、三尾(30) (I-50100)、三尾(32) (I-50101)、三尾(34) (I-50102)、三尾(26) (II-50162)、三尾(27) (II-50163)、三尾(28) (II-50164)、三尾(31) (II-50165)、三尾(33) (II-50166)、三尾(35) (II-50167)、三尾(37) (II-50168)、三尾(25) (III-50001)、三尾(36) (III-50002)
- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図書のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）で定める事項
次の図書のとおり
（「次の図書」は、省略し、その図面を和歌山県県土整備部河川・下水道局砂防課及び日高振興局建設部並びに美浜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第874号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3216	岩出市中島字古川南1084番1の一部、1084番4の一部	和歌山市東蔵前丁17番地株式会社A夢Zクリエイト代表取締役 植本昌彦	平成25.6.28	6.00	67.53

和歌山県告示第875号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定番号	指 定 位 置	申 請 者 住 所 氏 名	指定年月日	道 路	
				幅 員 メートル	延 長 メートル
3223	岩出市根来字小田100番3の一部 岩出市根来字烏91番の一部	岩出市清水364番地4有限会社サカエ土地建物代表取締役 上田栄司	平成25.6.27	6.00	60.45
				6.00	9.91

和歌山県告示第876号

平成25年度 Microsoft Office Standard 2013 ライセンスの購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成25年7月9日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量
Microsoft Office Standard 2013 ライセンス
2,289本
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県企画部企画政策局情報政策課
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日
平成25年6月19日
- 4 落札者の氏名及び住所
ミカサ事務機株式会社
有田市古江見114番地
- 5 落札金額
68,229,138円（うち消費税及び地方消費税の額3,249,006円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
平成25年5月10日

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第8号

平成25年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験を次の要綱により実施する。

平成25年7月9日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

平成25年度和歌山県職員採用Ⅲ種試験要綱

1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員	主 な 職 務 内 容
一般事務	4人程度	知事部局又は教育委員会等における事務
学校事務	15人程度	県立学校又は市町村立小中学校等における事務
警察事務	2人程度	警察本部又は警察署等における事務
土木	1人程度	知事部局等における道路、河川事業等に関する施工監理等の業務

2 受験資格

(1) 平成元年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた人。ただし、次の人は除く。

ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）における在学期間が平成26年3月末日現在で2年を超える人

イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等であると認める人

(2) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

3 試験の方法及び内容

(1) 土木を除く試験区分

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	1000点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50題) <出題分野> 社会科学、人文科学、自然科学、文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈	2時間
第2次試験	作文試験	200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験(800字程度)	1時間
	面接試験	1400点	人物、能力、性格等についての個別面接	
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	

(2) 土木

	試験種目	配点	内 容	試験時間
第1次試験	教養試験(択一式)	400点	前記(1)の第1次試験の教養試験と同内容	2時間
	専門試験(択一式)	600点	専門的知識及び能力についての筆記試験(40題) <出題分野> 数学・物理・情報技術基礎、土木基礎力学(構造力学、水理学、土質力学)、土木構造設計、測量、社会基礎工学及び土木施工等	2時間
第2次試験	作文試験	200点	前記(1)の第2次試験の作文試験と同内容	1時間
	面接試験	1400点	前記(1)の第2次試験の面接試験と同内容	
	適性検査		前記(1)の第2次試験の適性検査と同内容	

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、高等学校卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定し、最終合格者は、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

4 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成25年9月29日(日)午前9時	和歌山市 田辺市 新宮市	平成25年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに合格者に通知する。
第2次試験	(1) 作文試験及び適性検査 平成25年10月中旬 (2) 面接試験 平成25年10月下旬	和歌山市	平成25年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに受験者全員に通知する。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県人事委員会事務局
和歌山県パスポートセンター
和歌山県庁正面玄関サービスステーション
各振興局地域振興部総務県民課
海草振興局建設部海南工事事務所
東牟婁振興局串本建設部総務管理課
和歌山県東京事務所
わかやま紀州館
和歌山県名古屋観光センター
和歌山県警察本部警務課
和歌山県警察本部交通センター
県内各警察署

(2) 申込用紙の郵便による請求

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

また、和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」から申込用紙等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県人事委員会事務局に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙（申込書、受験票及び写真票）に必要事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県人事委員会事務局まで郵送すること。また、封筒の表に「Ⅲ種試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページの「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成25年8月19日（月）から受付を開始し、同月30日（金）までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成25年8月12日（月）午前10時から同月23日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。

ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書等の記載事項に不備があるときは受理しない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付する。

受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行するので、指示に従いダウンロードし、書面に出力すること。

写真票様式をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、顔写真を貼ること。

なお、試験当日に写真票に顔写真が貼られていない場合は受験することができない。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。採用の時期は、おおむね平成26年4月の予定である。

(2) 採用時の給料月額は、おおむね144,500円（平成25年4月1日現在）で、経歴その他に応じて一定の額（例：公務員の経歴は10割換算額、民間企業の正規職員の経歴は8割換算額等）が加算される。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

7 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により、口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開示内容	開示期間
第1次試験	第1次試験不合格者	総合得点及び総合順位	合格発表の日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験受験者	(1) 第1次試験の総合得点及び総合順位 (2) 第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

8 その他

(1) 車椅子、ルーペの使用、拡大文字による受験等を希望する人は、申込時に和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

(2) この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局にすること。

和歌山県人事委員会告示第9号

平成25年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験を次の要綱により実施する。
平成25年7月9日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

平成25年度第2回和歌山県警察官A採用試験及び和歌山県警察官B採用試験要綱

1 試験区分、採用予定人員、職務内容及び採用予定時期

試験区分	採用予定人員	職務内容	採用予定時期
警察官A	男性一般	12人程度	平成26年4月以降
	女性一般	3人程度	
	男性武道（柔道）	1人程度	
	男性武道（剣道）	1人程度	
警察官B	男性	27人程度	上記警察官A（男性武道を除く。）の職務内容と同じ。
	女性	7人程度	

※ 採用予定人員は、退職者の状況等により変更になる場合がある。

2 受験資格

受験資格は、次表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する人は、受験することができない。

- (1) 日本国籍を有しない人
- (2) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条各号のいずれかに該当する人(準禁治産者を含む。)

試験区分		学 歴 ・ 資 格 等	年齢及び性別
警察官A	男性一般	ア 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成26年3月末日までに卒業見込みの人	昭和56年4月2日以降に生まれた男性
	女性一般	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人	昭和56年4月2日以降に生まれた女性
	男性武道(柔道)	男性一般の受験資格を有し、柔道の段位が3段以上の人で全日本柔道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人(平成26年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	昭和56年4月2日以降に生まれた男性
	男性武道(剣道)	男性一般の受験資格を有し、剣道の段位が3段以上の人で全日本剣道連盟又はこれに加盟する団体が行う全国的な競技会又はそれらに相当する競技会に出場した人(平成26年3月末日までにこれらの資格要件を満たす見込みの人を含む。)	昭和56年4月2日以降に生まれた男性
警察官B	男性	上記警察官A男性一般の受験資格に該当しない人	昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男性
	女性	上記警察官A女性一般の受験資格に該当しない人	昭和56年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた女性

※ 男性武道の段位については、柔道は公益財団法人講道館から、剣道は一般財団法人全日本剣道連盟から授与されたものに限る。

※ 男性武道については、資格等が受験資格に該当するか否かが明らかでない場合は、警察本部警務課に問い合わせること。また、受験資格に定める資格等を平成26年3月末日までに取得できなかった場合、採用資格を失う。

3 試験の日時、試験地及び合格発表

	日 時	試 験 地	合 格 発 表
第1次試験	平成25年9月22日(日)午前9時	和歌山市 田辺市	平成25年10月上旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第2次試験	平成25年10月中旬	和歌山市	平成25年11月中旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、合格者に通知する。
第3次試験	平成25年11月下旬	和歌山市	平成25年11月下旬に県庁北別館2階本館連絡通路に掲示するとともに、受験者全員に通知する。

※ 男性武道の第1次試験会場は、和歌山市に限る。

4 試験の方法及び内容

(1) 第1次試験

試験種目	配 点	内 容
教 養 試 験 (択一式2時間)	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験(50問)
実 技 試 験	500点	柔道又は剣道についての実技試験
身 体 検 査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査

※ 教養試験の内容は、警察官Aについては大学卒業程度、警察官Bについては高等学校卒業程度で

行う。

※ 実技試験は、男性武道（柔道）及び男性武道（剣道）の受験者のみ実施する。

※ 男性武道（柔道）の受験者は、講道館柔道審判規則に定められている柔道衣を持参すること。

※ 男性武道（剣道）の受験者は、全日本剣道連盟剣道試合及び審判規則に定められている剣道衣、竹刀及び剣道具を持参すること。

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内 容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験（立幅跳び、上体起こし、腕立伏臥腕屈伸、時間往復走及び往復持久走）
論文試験 （1時間30分） 【警察官A】	※200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
作文試験 （1時間） 【警察官B】	※200点	文章による表現力、課題に対する理解力等についての記述試験（800字程度）
適性検査		職務遂行上必要な素質及び適性についての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無、聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

※ 論作文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に平成24年度の論作文テーマを掲載する。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内 容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接

(第1次試験及び第2次試験における身体検査・身体精密検査の基準)

検査項目	合 格 基 準	
	警察官A・B男性	警察官A・B女性
身長	おおむね160cm以上	おおむね153cm以上
胸 囲	おおむね78cm以上	—
体 重	おおむね47kg以上	おおむね43kg以上
視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上又は矯正視力が1.0以上であること。	
色 覚	職務遂行に支障がないこと。	
その他	職務遂行に支障がないこと。	

※ 上記検査項目のうち、身長、胸囲、体重及び視力については、いずれか一つでも合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、いずれか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

第1次試験、第2次試験及び第3次試験の合格者は、各試験種目の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込用紙の配布場所

和歌山県警察本部警務課

和歌山県警察本部交通センター

県内各警察署

和歌山県人事委員会事務局

和歌山県パスポートセンター

和歌山県庁正面玄関サービスステーション

和歌山県東京事務所

和歌山県名古屋観光センター

(2) 申込用紙の郵便等による請求等

申込用紙を郵便で請求する場合は、切手を貼った宛先明記の返信用封筒を必ず同封して、和歌山県警察本部警務課に請求すること。

また、和歌山県のホームページの電子サービス「電子申請/申請書」から申込書等を印刷することも可能である。

(3) 申込方法

次のいずれかにより和歌山県警察本部警務課に申し込むこと。

ア 郵送

所定の申込用紙(申込書、受験票及び写真票)に必要な事項を記入し、写真票に顔写真を貼って、和歌山県警察本部警務課まで郵送すること。また、封筒の表に「警察官採用試験受験申込み」と朱書きし、必ず簡易書留郵便にすること。

イ インターネット

和歌山県のホームページから電子サービス「電子申請/申請書」画面を選択し、画面の指示に従って入力すること。

(4) 受付期間

ア 郵送による申込みの場合

平成25年8月5日(月)から受付を開始し、同月23日(金)までの消印のあるものを受け付ける。

イ インターネットによる申込みの場合

平成25年7月29日(月)午前10時から同年8月9日(金)午後4時までの間に受け付ける。ただし、電子申請システムの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(5) 受験票等の交付

ア 郵送による申込みの場合

申込書を受理した場合は、受付期間終了後に受験票を交付する。

なお、申込書の記載事項に不備があるときは受理できない場合がある。

イ インターネットによる申込みの場合

申込みを受理した場合は、メールを送付する。受験票は、受付期間終了後に電子申請システム内で発行するので、指示に従いダウンロードし、書面に出力すること。

写真票様式をダウンロードし、書面に出力の上、受験番号等必要事項を記入し、顔写真を貼ること。

試験当日は、受験票及び写真票を必ず持参すること。

なお、試験当日、写真票に顔写真が貼られていない場合は受験できない。

6 合格から採用まで

- (1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により人事委員会が成績順に提示し、その中から採用者が決定される。警察本部長からの請求は、欠員の状態に応じて行われるため、採用候補者名簿に登載された人でも採用されない場合がある。

また、大学卒業見込みで受験した人は、平成26年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。
 なお、採用時期は、平成26年4月以降になる予定である。

- (2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、警察官Aの場合は6か月間、警察官Bの場合は10か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

7 給与等

(1) 給与

採用時の給料月額（平成25年4月1日現在）は、おおむね以下のとおりであるが、経歴その他に応じて一定の額が加算される。

大 学 卒	短期大学卒	高校卒・その他
197,200円	179,000円	164,700円

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

(2) 住宅

警察学校入校期間中は全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

8 昇進

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第25条第1項の規定により口頭で開示請求することができる。

開示を希望する人は、以下により受験者本人が受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等の顔写真付きで公的機関発行のものに限る。）を持参の上、和歌山県人事委員会事務局に請求すること。

試験の種類	請求できる人	開 示 内 容	開 示 期 間
第1次試験	第1次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表日から1月間（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。） 午前9時（開示期間の初日は、合格発表後）から午後5時45分まで
第2次試験	第2次試験不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位	
第3次試験	第3次試験受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位、第1次試験及び第2次試験を合わせた総合得点及び総合順位並びに第1次試験、第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位	

10 その他

この試験についての問合せは、和歌山県人事委員会事務局又は和歌山県警察本部警務課にすること。

選挙管理委員会告示

和歌山県選挙管理委員会告示第73号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年7月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上 山 義 彦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	政党・政治団体の別	備考
出口茂治後援会	主たる事務所の所在地	海南市重根1027-1	海南市重根1566	平成25.5.14	政治団体	
水上くみこ後援会	代表者	今津歌子	秋月節雄	平成25.5.17	政治団体	
世耕弘成後援会有田市支部	主たる事務所の所在地	有田市宮崎町371	有田市初島町里2100-3	平成25.5.22	政治団体	
	代表者	岩田充裕	池端昭三			
	会計責任者	尾藤佳	佐原道敏			
新島たけし後援会	主たる事務所の所在地	和歌山市加太203	和歌山市加太1920	平成25.5.24	政治団体	

和歌山県選挙管理委員会告示第74号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年7月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日
寺井富士	和歌山市議会議員	富士の会	和歌山市古屋413-7	寺井富士	平成25.5.15
北野均	和歌山市議会議員	北野均後援会	和歌山市内原1197-6	北野均	平成25.5.15

和歌山県選挙管理委員会告示第75号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年7月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日	届出年月日
政治結社皇道振武館	平川政明	平成25.5.9	平成25.5.9
もりもとたかお後援会	米地健	平成25.5.10	平成25.5.10
久保隆一後援会	栗栖敬和	平成25.5.14	平成25.5.14
富士の会	寺井富士	平成25.4.20	平成25.5.15

北野均後援会	北野均	平成 25. 4. 30	平成 25. 5. 15
寺井富士後援会	阿砂利重治	平成 25. 4. 20	平成 25. 5. 16

和歌山県選挙管理委員会告示第76号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定による政治団体の収支報告書を受理したので、同法第20条第1項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

平成25年7月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山 義彦

政治団体の収支報告書（平成23年分）の要旨

(単位：円)

政治結社皇道振武館

報告年月日 25. 05. 09

1 収入総額		<u>250,000</u>	
本年收入額		250,000	
2 支出総額		<u>250,000</u>	
3 本年收入の内訳			
寄附		250,000	
個人からの寄附		250,000	
4 支出の内訳			
政治活動費		250,000	
組織活動費		200,000	
機関紙誌の発行その他の事業費		25,000	
宣伝事業費		25,000	
調査研究費		25,000	
5 寄附の内訳			
(個人からの寄附)			
平川 政明	200,000		和歌山市
年間5万円以下のもの	50,000		

もりもとたかお後援会

報告年月日 25. 05. 10

1 収入総額		<u>0</u>
2 支出総額		<u>0</u>

富士の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 寺井 富士
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 25. 05. 15

1 収入総額		<u>4,255,149</u>
前年繰越額		4,255,149
2 支出総額		<u>0</u>

北野均後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 北野 均
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 25. 05. 15

1 収入総額		<u>707,997</u>
本年收入額		707,997
2 支出総額		<u>707,997</u>
3 本年收入の内訳		
寄附		707,997
個人からの寄附		707,997

4 支出の内訳		
經常経費	284,997	
光熱水費	6,800	
備品・消耗品費	105,058	
事務所費	173,139	
政治活動費	423,000	
機関紙誌の発行その他の事業費	423,000	
宣伝事業費	423,000	
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
北野 均	707,997	和歌山市

寺井富士後援会

報告年月日 25.05.16

1 収入総額	100,000
前年繰越額	100,000
2 支出総額	0

久保隆一後援会

報告年月日 25.05.16

1 収入総額	13,545
前年繰越額	13,545
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成24年分)の要旨

政治結社皇道振武館

報告年月日 25.05.09

1 収入総額	500,000	
本年收入額	500,000	
2 支出総額	500,000	
3 本年收入の内訳		
寄附	500,000	
個人からの寄附	500,000	
4 支出の内訳		
政治活動費	500,000	
組織活動費	400,000	
機関紙誌の発行その他の事業費	50,000	
宣伝事業費	50,000	
調査研究費	50,000	
5 寄附の内訳		
(個人からの寄附)		
平川 政明	400,000	和歌山市
年間5万円以下のもの	100,000	

もりもとたかお後援会

報告年月日 25.05.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

富士の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 寺井 富士
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員

報告年月日 25.05.15

1 収入総額	4,255,149
前年繰越額	4,255,149
2 支出総額	0

北野均後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 北野 均
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 25.05.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

寺井富士後援会

報告年月日 25.05.16

1 収入総額	100,000
前年繰越額	100,000
2 支出総額	0

久保隆一後援会

報告年月日 25.05.16

1 収入総額	13,545
前年繰越額	13,545
2 支出総額	0

政治団体の収支報告書(平成25年分)の要旨

政治結社皇道振武館

報告年月日 25.05.09

1 収入総額	250,000
本年收入額	250,000
2 支出総額	250,000
3 本年收入の内訳	
寄附	250,000
個人からの寄附	250,000
4 支出の内訳	
政治活動費	250,000
組織活動費	200,000
機関紙誌の発行その他の事業費	25,000
宣伝事業費	25,000
調査研究費	25,000
5 寄附の内訳	
(個人からの寄附)	
平川 政明	200,000
年間5万円以下のもの	50,000

和歌山市

もりもとたかお後援会

報告年月日 25.05.10

1 収入総額	0
2 支出総額	0

富士の会

資金管理団体の届出をした者の氏名 寺井 富士
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 25.05.15

1 収入総額	4,255,149
前年繰越額	4,255,149
2 支出総額	0

北野均後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 北野 均
 資金管理団体の届出に係る公職の種類 和歌山市議会議員
 報告年月日 25.05.15

1 収入総額	0
2 支出総額	0

寺井富士後援会

報告年月日 25.05.16

1 収入総額	100,000
前年繰越額	100,000
2 支出総額	0

久保隆一後援会

報告年月日 25.05.16

1 収入総額	13,545
前年繰越額	13,545
2 支出総額	0

和歌山県選挙管理委員会告示第77号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の設立の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年7月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

政党の支部

法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類	1以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
民主党和歌山県第2区総支部	岸本周平	岩橋喜博	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5F	衆議院議員	○	平成25.5.31
民主党和歌山県第3区総支部	岸本周平	岩橋喜博	和歌山市七番丁11-1 アラスカビル5F	衆議院議員	○	平成25.5.31

その他の政治団体

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
政治結社皇道振武館	平川政明	平川誠	和歌山市木の本684	平成25.5.9
森本隆夫後援会	米地健	筒井泰年	東牟婁郡那智勝浦町勝浦451	平成25.5.15
北野ひとし後援会	北野均	吉村高英	和歌山市内原1197-6	平成25.5.15

和歌山県選挙管理委員会告示第78号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第2項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第19条の2第1項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成25年7月9日

和歌山県選挙管理委員会委員長 上山義彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	届出年月日

北野均	和歌山市議会議員	北野ひとし後援会	和歌山市内原1197-6	北野均	平成 25.5.15
-----	----------	----------	--------------	-----	---------------

諸 報

公 告

行政書士法(昭和26年法律第4号)第4条第1項の規定による和歌山県知事の委任に係る平成25年度行政書士試験を次のとおり実施します。

平成25年7月9日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 磯 部 力

- 1 試験期日 平成25年11月10日(日)午後1時から午後4時まで
- 2 試験場所 和歌山ビッグ愛 和歌山市手平2-1-2
- 3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

ア 行政書士の業務に関し必要な法令等(出題数 46題)

憲法、行政法(行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。)、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、平成25年4月1日現在施行されている法令に関して出題します。

イ 行政書士の業務に関連する一般知識等(出題数 14題)

政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

ア 試験は、筆記試験によって行います。

イ 出題の形式は、(1)アの科目については択一式及び記述式、(1)イの科目については択一式とします。

なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題します。

4 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 平成25年8月5日(月)から同年9月6日(金)まで

イ 受付場所 一般財団法人行政書士試験研究センター

受験願書と一緒に配布する封筒を使用し、簡易書留郵便で郵送してください(宛先は印刷されています。)。平成25年9月6日(金)の消印があるものまで受け付けます。

ウ 提出書類 受験願書一式(配布期間及び配布場所については、オを御覧ください。)

エ 受験手数料 7,000円

受験手数料の納付方法については、試験案内を御覧ください。

オ 試験案内及び受験願書の配布方法、配布期間及び配布場所

(ア) 郵送配布

配布期間 平成25年8月5日(月)から同月30日(金)まで

郵送を希望する方は、140円分の切手を貼った、宛先明記の返信用封筒(角形2号:A4サイズの内紙が折らずに入る大きさ)を同封した上、封筒の表に「願書請求」と朱書して、下記宛先まで郵便で請求してください。(平成25年8月30日(金)までに必着のこと。)

宛先 〒100-8779 日本郵便株式会社 銀座郵便局留

一般財団法人行政書士試験研究センター

(イ) 窓口配布

配布期間 平成25年8月5日（月）から同年9月6日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

配布場所 一般財団法人行政書士試験研究センター（午前9時から午後5時まで）

県庁市町村課、各振興局総務県民課（午前9時から午後5時45分まで）

和歌山県行政書士会（午前9時から午後5時まで）

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力してください。

なお、申込完了メール不着等インターネット出願システムに関する問合せ先は、ホームページに掲載します。

イ 受験手数料の払込み

(ア) 受験手数料（7,000円）の払込みは、クレジットカード（申込者本人名義のものに限る。）による決済のみとなります。

(イ) 利用できるクレジットカード

VISA、Master、UC

(ウ) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しません。

ウ 受付期間

(ア) 平成25年8月5日（月）午前9時から同年9月3日（火）午後5時まで

この出願システムは、平成25年9月3日（火）午後5時で終了します。同日午後5時までに入力を完了していないと、たとえ接続中（入力中）であっても申込みができなくなりますので御注意ください。

(イ) 最終日（平成25年9月3日（火））は大変混雑が予想されますので、余裕を持って申し込んでください。

(3) 連絡先（問合せ先）

一般財団法人行政書士試験研究センター

電話番号 03（3263）7700

5 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある方で試験中に特例措置（点字試験を含む。）を希望される方は、申請の手続が必要となります。受験申込みに先立って一般財団法人行政書士試験研究センターへ必ず御相談ください。

6 合格発表の日時及び方法

(1) 合格発表日時 平成26年1月27日（月）午前9時

(2) 合格発表の方法

一般財団法人行政書士試験研究センターの掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、受験者全員に合否通知書を郵送します。なお、一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ（<http://gyosei-shiken.or.jp>）に合格者の受験番号を登載します。

また、和歌山県庁北別館2階本館連絡通路に合格者の受験番号を掲示します。